

議案第 29 号

墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 12 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年墨田区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 万 5 , 8 0 0 円」を「1 万 6 , 1 0 0 円」に改め、同号イ中「7 , 5 6 0 円」を「7 , 7 0 0 円」に改める。

第 6 条及び第 8 条中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改める。

第 9 条中「5 2 5 円 6 銭」を「5 4 1 円 3 1 銭」に、「3 1 万 5 0 0 円」を「3 1 万 6 , 2 5 0 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 9 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（提案理由）

公職選挙法施行令の一部改正により、選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスター作成に係る経費の公費負担の限度額が引き上げられたことを踏まえ、同令の改定額に準じて公費負担の限度額を引き上げる必要がある。